

さいたま市美術館等文化芸術創造拠点整備調査検討業務

要求水準書

1 業務名

さいたま市美術館等文化芸術創造拠点整備調査検討業務

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 外

4 予算の上限額

5,979,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 業務の目的

本委託業務は、令和5年度に実施した「さいたま市美術館等文化芸術創造拠点整備調査検討業務」の調査結果を踏まえ、市にふさわしい文化芸術創造拠点のコンセプトや方向性、必要な機能を整理するため、特色を活かした事業の展開やアーティスト支援の先進的事例の調査、市民ニーズ調査・有識者等調査による市場調査の実施、調査に伴う候補地や運営費用・方法等の検討、次年度以降に向けた事業計画方針等の策定に向けた調査・研究等を行うことで、さいたま市の美術館等文化芸術創造拠点の整備に向けた、今後の検討に資することを目的とする。

6 業務内容

(1) 共通事項

- ① 本委託業務の実施にあたっては、本仕様書を十分読み込んでその趣旨を理解し、事前に委託者と十分な打合せを行って、計画的に業務を遂行すること。
- ② 受託者は、管理責任者及び業務担当者を定め、あらかじめ委託者に報告することとし、スケジュール・業務実施体制等を網羅した業務実施計画書を契約締結日より14日以内に委託者へ提出し確認を受けること。なお、管理責任者及び業務担当者については、当該業務に関する十分な知識と実務経験を有するものとする。
- ③ 本委託業務の実施に必要と思われる事項については、自発的に資料収集・調査等を行い、また委託者が求めた場合は、逐次資料収集・調査等を行うこと。
- ④ 委託者との検討会や打合せ、その他委託者が出席依頼をした場合には、受託者は逐次必要な人員をもって出席すること。また、受託者において、打合せが必要と思われる案件が発生した場合は、すみやかに委託者と協議すること。
- ⑤ 受託者は、委託者との打合わせや連絡調整、確認を行った場合は、その都度書面（打合せ議事録等）に記録し、1週間以内に委託者に提出しなければならない。
- ⑥ 受託者は、委託者が進捗状況等の報告を求めた場合には、すみやかにこれに応じること。
- ⑦ 本委託業務にかかる謝礼や会場費等の経費については、受託者が支払うものと

する。

(2) 本市における美術館等文化芸術創造拠点のコンセプト・方向性の整理

これまでのさいたま市美術館等文化芸術創造拠点整備調査検討業務等の調査結果及び

(3) (4) の調査結果を踏まえ、本市にふさわしい文化芸術創造拠点のコンセプト・方向性を整理し、それに必要な機能や施設規模、周辺環境等を調査・検討すること。

(3) 市民ニーズ調査業務

① 文化芸術創造拠点の整備に向け、本市に求められるコンセプトや方向性、機能の傾向を把握するため、市民ニーズ調査等を行うこと。なお、調査内容については、受託者は事前に委託者と調整し、承認を得ること。

(4) 有識者等調査業務

① 有識者、地域団体、文化芸術活動関係者等（以下、有識者等。）5機関・人程度に対して、ヒアリング等を実施し、本市に求められるコンセプトや方向性、機能の傾向を把握するため、本市の特性、課題や社会的動向等を聴取し、整理・分析する。

なお、ヒアリング内容、有識者等の選定について、受託者は事前に委託者と調整し、承認を得ること。

(5) 運営・整備費用等の想定

(1)～(4)の調査結果を踏まえ、候補地や運営費用、整備費用の検討を行うこと。なお、検討に当たっては、5社程度に関心の有無や条件等、要望のヒアリングを実施するなど、候補地別の民間活力手法（各事業手法）の比較・提案をするとともに、関連事業に合わせた、整備スケジュールを検討すること。

(6) 検討業務

本調査業務の調査検討を踏まえ、次年度以降の調査・検討内容等、事業計画方針を作成すること。

7 成果物及び納期

(1) 中間報告書1（製本ファイル） 2部・報告書データ（Word/Excel）DVD-R 1部（納期：令和6年7月5日まで）

(2) 中間報告書2（製本ファイル） 2部・報告書データ（Word/Excel）DVD-R 1部（納期：令和6年12月28日まで）

(3) 調査報告書（製本ファイル） 5部・報告書データ（Word/Excel）DVD-R 1部（納期：令和7年3月14日まで）

(4) その他委託者が必要と認めるもの

8 その他

- (1) 本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。なお、「仕様書」については、本要求水準書に従って受託者が作成し委託者へ提出した企画提案書を基に、委託者と受託者の協議の上で作成する。